

公益財団法人 熊本県雇用環境整備協会
理事長 坂口 洋一 様

住所 (所在地)
事業者名 (名称)
代表者 (職・氏名)

㊞

誓 約 書

短時間正社員制度導入助成金・スポットワーク活用助成金の利用表明に際し、助成対象事業者(共通)の要件をすべて満たしていることを下記のとおり誓約します。

記

- (1) 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第2項に規定する中小企業者等並びに同法上に規定のない法人又は組合で理事長が特に認める者であって、別表第1に掲げる事業者です。
- (2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)等の労働関係法令を遵守している事業者です。
- (3) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給(偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとする。)をしていない事業者です。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する接待飲食等営業(料亭を除く。)及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行っていない事業者です。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社再生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てを行っていません。
- (6) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる事業者ではありません。
- (7) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- (8) 同一の申請内容で他の機関(国、地方自治体、公益財団法人等)から他の助成金等を受けておらず、かつ今後受ける見込みがない事業者です。
- (9) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等、助成金の支給が適当でない認められる事業者ではありません。